

日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務 仕様書

1 業務名

日向市税等 Web 口座振替受付サービス導入業務委託

2 業務の目的

日向市（以下「発注者」という。）が徴収する市税等の口座振替の申込手続きについて、インターネット上で受け付けるサービス（以下「本サービス」という。）を導入することを目的とする。

3 履行場所

日向市および受託者事業所内

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

※運用については、サービス開始から 60 ヶ月間の利用契約（運用保守を含む）を別途締結する予定である。ただし、60 ヶ月間の利用を約束するものではない。

5 業務内容

次に掲げる仕様を満たす内容とすること。

- (1) 本サービスの開始時期は、令和 8 年 2 月 1 日とする。
- (2) 市税等の口座振替手続きについてインターネットを介して実施できるサービスとすること。
- (3) 口座振替受付サイトを構築し、利用規約等の表示、費目・金融機関の選択、申込者基本情報の入力、受付結果の表示といった申込みから登録までの一連の作業を実施できる機能を提供すること。
- (4) 口座振替の申込みがあった際、ネット口座振替受付ゲートウェイ (GW) サービスへの接続を行ったうえで、対象金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行う機能を提供すること。
- (5) 対象金融機関への口座情報登録の結果について、申込者に対して結果を通知する機能を提供すること。
- (6) 口座振替の申込受付結果について、結果の一覧表 (CSV ファイル) 及び、登録結果 1 件ごとの帳票 (PDF ファイル) を作成し、申込日の翌日までに発注者が閲覧できるものとする。
- (7) 受注者は、業務上必要な接続サービスがある場合は、間接契約を行うこと。
- (8) その他本サービス開始に関する必要な業務、サービスの改善提案を行うこと。

6 業務の実施体制

- (1) 発注者との業務の進捗管理を行う責任者を 1 名選任し、書面にて発注者へ通知すること。
- (2) 業務スケジュールや管理体制、個人情報保護体制を示した計画書を作成し、発注者へ提出すること。計画書が変更になる場合はその都度発注者と協議し、承認を得た後計画書を再提出すること。
- (3) 受注者は本業務に関して発注者の事前の承認がなければ、第三者に業務を委託してはなら

ない。

7 対象費目

- (1) 軽自動車税（種別割）
- (2) 市県民税（普通徴収）
- (3) 固定資産税
- (4) 国民健康保険税（普通徴収）
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (6) 介護保険料（普通徴収）
- (7) 老人ホーム利用料
- (8) 保育所保育料
- (9) 公立保育所副食費
- (10) 市営住宅使用料
- (11) 学校給食費

※今後対象費目の増減が発生した場合にも対応できること。

8 本サービスを構築する上での留意点

(1) 対応金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、高鍋信用金庫、九州労働金庫、宮崎県農業協同組合、ゆうちょ銀行

※今後、対応する金融機関数の増減が発生した場合や、金融機関の合併・名称変更があった場合にも対応できること。

(2) 端末要件

以下の条件で動作すること。

○利用者端末

機種：PC、スマートフォン、タブレット端末

※システムの画面構成について、端末の画面サイズに応じて適切なレイアウトとなるようデザインすること。

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari

○管理者端末

機種：PC

OS：Windows10、11

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

(3) サービス提供時間

24 時間 365 日（本サービス及び金融機関のシステムメンテナンス時を除く）

(4) 受付結果保存期間

サービス上で最低 60 日間保存し、発注者が閲覧可能な状態とすること。

(5) 入力項目

下記項目を想定しているが、費目ごとに入力項目を任意で設定・追加できること。項目については発注者と協議の上決定する。

申込者（納税・納付者）氏名、申込者（納税・納付者）住所、申込者（納税・納付者）電話番号、口座名義人氏名（漢字）、口座名義人氏名（フリガナ）、振替開始時期

※申込者の誤入力を防止する予防策を講じること。

(6) 年間取扱件数

約 3,600 件（11 費目合計）

9 セキュリティ対策

- (1) 不正な接続および侵入、情報資産の漏えい、改ざん、消去、不正利用等を防止するための対策を講じること。
- (2) 本サービスの機密性、完全性、可用性を確保するため、以下のセキュリティ対策を講じること。
 - ① 通信の暗号化 (SSL/TLS)
 - ② ウイルス対策ソフトの導入及びパターンファイルの定期的な更新
 - ③ ID・パスワード等によるユーザ認証
 - ④ 各種サーバや Web サイト等の脆弱性に対する対策
 - ⑤ その他必要なセキュリティ対策
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を受けていること。
- (4) 収集したデータの所在地は、国内に限定され、日本の裁判管轄、法令が適用されること。
- (5) 受注者は、発注者へ資本関係・役員等の情報、サービス提供施設の所在地、サービス提供に従事する者の所属・専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (6) 利用するデータセンターは、日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードのティア 3 相当の基準を満たした設備とすること。

10 障害対応

- (1) システム障害等により本サービスが利用できなくなった場合は、直ちに発注者に報告するとともに、復旧に向けた対応策を講じること。
- (2) 復旧対応中においては発注者に経過報告を随時行うこと。
- (3) 本サービスが復旧した際は、直ちに発注者に連絡すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、対策防止策を講じるとともに、その結果を速やかに発注者に報告すること。

11 秘密保持

サービスの運用時においては下記事項について遵守できる体制をとること。

- (1) 受注者は、個人情報保護法及び関係法令、日向市情報セキュリティポリシー、日向市情報セキュリティ遵守特記事項書を遵守し、個人情報の適切な取扱いについて万全の対策を講じること。
- (2) 受注者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受注者がその賠償をするものとする。
- (3) 不要となった個人情報については、復元が不可能な方法により破棄すること。なお本契約終了後においても同等とする。

12 サポート・保守体制

- (1) 本サービスの運用前に運用マニュアル等を発注者に提出し、担当職員に対して運用マニュアル等の説明や操作研修を実施すること。
- (2) 本サービスの運用時において担当職員に対する運用サポート及びシステム保守を実施できる体制を有すること。

13 成果物等

業務委託が完了したときは、完了報告書を発注者に提出すること。

14 契約金額の支払い

支払いは完了払いとする。

1 5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、定めるものとする。